

平成30年度 第7回全体庁議（8月10日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(3) へき地保育所の民間移管に係る公募等について [こども未来部]
----	-------	--------------	---------------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

国や道からの財政支援による保育の安定的供給及び認可保育所等の設備・運営基準を満たすことによる保育の質の向上を目的に、2020年4月から、へき地保育所6所全てを認可保育所及び小規模保育事業所へ移行し、合わせて民間法人への移管を行うにあたり、移管先の公募や決定手順及びスケジュールについて、8月31日の厚生委員会へ報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 移管先の公募等について

(1) 主な応募資格及び条件

- 6所全ての移管を受けることが可能であること
- 十勝管内で認可保育所や幼稚園、認定こども園を5年以上運営している社会福祉法人または学校法人
- 全6所において、移管後の保育所に勤務する正職保育士は平均勤続年数が7年以上であること

(2) 移管後の保育所種別及び保育サービス

①保育所種別

- 認可保育所：川西、清川、ことぶき
- 小規模保育事業所（A型）：富士、広野、愛国

②保育サービス

- 開所時間 川西、ことぶき：7:00～18:00 富士、清川、広野、愛国：7:30～18:30 ※全所11時間開所
- 延長保育 川西、ことぶき：18:00～19:00
- 乳児保育 川西、ことぶき（生後57日目から入所可）
- 給食調理 全6所において自園調理した給食を提供

(3) 移管先候補の選定及び移管先の決定

- 保護者や学識経験者等で構成される選定委員会で、以下のような視点で審査を行い、移管先候補を選定
  - ・法人が設置する他の保育所、幼稚園等の保育・教育方針、運営状況
  - ・移管を受けた場合の新保育所の保育方針、運営方法
  - ・法人の財務及び人事管理の状況
- 選定委員会の選定結果を踏まえて市で移管先を決定

2 移管方法等について

- (1) 建物・用地 無償貸与
- (2) 円滑移管措置 移管の前年度、法人から移管後中核となる保育士の派遣を受け、1年間引継ぎを実施予定
- (3) 運営費 公定価格に基づく基準内費用に加え、保育所6所が安定的に運営可能な基準外費用を給付

■ 今後のスケジュール

- ・平成30年8月31日 厚生委員会へ報告
- ・平成30年9月下旬～10月上旬 応募用紙の配布・応募期間
- ・平成30年10月中旬～12月中旬 選定委員会による移管先候補の選定
- ・平成30年12月下旬 移管先法人の決定
- ・平成31年1月 厚生委員会へ報告

■ 審議結果

- ・同内容で、8月31日厚生委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし